

[事案 2022-225] 保険料支払方法遡及変更請求

・令和5年8月7日 和解成立

<事案の概要>

不適切な募集行為を理由に、保険料払込期間の変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年7月に契約した米ドル建特殊養老保険（年金支払型）について、以下等の理由により、契約時に遡って、保険料の払込期間を5年から、全期間を一括で支払う取扱いに変更してほしい。

- (1) 募集人に対し、相談の当初から保険料の一括払ができる保険を希望している旨を伝えていた。
- (2) 誕生日になると保険料が上がってしまうと考え、誕生日前日の夜に募集人に自宅を訪問してもらったが、募集人は、新たな設計書を作成することなく、これまでの設計書を用いながら、払込期間5年の保険を提案し、手書きでメモをしながら、ローリスク・ハイリターンであると説明した。説明が午前0時を過ぎたため、契約は別日にしたいと伝えたが、募集人は、誕生日になると保険料が高くなってしまいが、午前1時までであれば保険料は上がらないと発言した。
- (3) 自分は、保険料が1000万円以下で一括払の保険商品を希望していたが、夜中までの長時間におよぶ保険の説明で疲れてしまい、募集人がローリスクであると言うのであれば払込期間5年で申込手続をしてしまった。
- (4) 意向確認書兼適合性確認書については、募集人から、ざっと読んでことにして全てチェックを付けるように言われた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申込手続当時、申立人が保険料を一括で支払える保険を希望していることは承知していた。その上で募集人は、当社には保険料を円貨で一時払できる外貨建て年金商品はないが、外貨による前納および5年などの短期間で払い込む方法があること、米ドルで払込みをするにはマルチマネー口座を用意する必要があることの説明を行った。こうした説明を受けて申立人は、払込期間が5年である本契約を選択した。
- (2) 募集人は、申込手続の際に、通常どおり重要事項の説明を読み上げ、問題がなければ意向確認書兼適合性確認書にチェックを記入するよう案内しており、実情と異なる回答を促すような説明はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込手続時の事情等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由等により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本契約の申込日は、申込手続が完了した時には、募集人が申立人宅を訪問してから7時間程度が経過しており、このように長時間かつ深夜にわたる募集行為は、申立人が思考力、判断力が低下していた状況において申込手続を行った可能性を否定できない。
- (2) 募集人は、申込手続日当日に死亡保険金額や年払保険料額を変更したにもかかわらず、旧設計書に手書きで各種金額を書き入れたのみで、新たな設計書を作成・交付することをせず、申立人から希望されていたものの、その1週間後まで交付しなかった。
- (3) 募集人は、申立人が当初から保険料の一括払ができる保険を希望していたことを認識していたため、申込日が誕生日を過ぎるものの、マルチマネー口座を開設した上で本契約の保険料の前納をする選択肢を示す提案も考えられたが、募集人は申込手続日にはかかる提案や説明はしなかった。
- (4) 以上の各点につき、募集人がもう一段配慮しより丁寧な対応ができていれば、申立人が本契約および募集人に対する不信感を有し、本件紛争に至ることを避けることができたものと考えられる。